

**【重要】 公民館及び特別教室の利用再開及び新たな利用基準について (6月8日更新)**

政府の「緊急事態宣言」及び埼玉県の「緊急事態措置」解除を受け、吉川市では新型コロナウイルス感染症対策を協議する本部会議において6月15日(月曜日)から市内公共施設の利用再開が決定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息に至っていないことから、感染拡大防止のためには、新たな利用基準に基づき施設を利用していただく必要があります。

そのためには、新ルールを皆様おひとりおひとりが理解し、遵守されることが大切です。

公民館の利用にあたりまして、下記の利用基準を守って、相互に感染拡大防止対策を行いましょう！

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により見直しされる場合があります。

更新情報は、その都度、市ホームページ・館内に掲載してまいりますのでご留意くださいますようお願いいたします(市ホームページを閲覧することが困難な場合、利用希望の各公民館へ電話又はファックスにてお問合せください)。

**◆公民館利用にあたり厳守していただくこと**

**【共通事項】** ※1と※2の具体的な基準は、個別に示された基準を参照してください。

中央・平沼地区(吉川小学校特別教室含む)・東部地区・美南地区公民館(美南小学校特別教室含む)の4館全てにおいて、利用される場合には以下の事項を厳守していただきます。遵守いただけない場合には、他の利用者の健康・安全を保持する上で支障が生じることを鑑み、利用許可を取り消すこともございます。

- ①発熱や咳などの風邪症状のある方は利用を控えること。
- ②マスクを必ず着用すること※<sup>1</sup>。
- ③手洗い・手指消毒すること。
- ④対人距離を確保すること※<sup>2</sup>。
- ⑤頻繁な換気を行うこと(目安として60分に5分程度)。
- ⑥施設・備品の利用前後に利用者自身で必ず除菌を行うこと(利用時間内に実施すること)。
- ⑦水分補給以外の飲食は一切禁止。
- ⑧「公民館利用点検表」に責任者の氏名・電話番号を記載のうえ、結果を報告すること。
- ⑨「新型コロナウイルス感染防止対策施設利用者名簿」を作成・保管(最低1か月間)すること。
- ⑩保健所からの要請があった際には、調査に協力すること。

**※1：マスク着用の基準**

- (1) 入館時はマスクを必ず着用すること。
- (2) 歌唱・演奏・運動など深い呼吸や身体の屈曲・伸展動作を伴う活動中に限りマスクを外すことは可能とするが、次の2点を遵守すること。  
ア 打合せや着替えを行うなど活動しないときにはマスクを着用すること。  
イ 前後左右の対人距離は2メートル以上確保すること。

**※2：対人距離の基準**

- (1) できるだけ2メートル以上(最低でも1メートル以上)の距離を確保すること。
- (2) 主に、文化系の活動の場合  
ア マスクは必ず着用の上、活動を行うこと。  
イ 前後左右1メートル以上の距離を確保すること。
- (3) 歌唱・演奏・運動など深い呼吸や身体の屈曲・伸展動作を伴う活動の場合  
ア 当該活動中に限りマスクを外すことを認めるが、その活動とは異なる打合せや着替えなどを行うときには、マスクを着用のうえ、最低1メートル以上の距離は確保すること。

《各公民館における利用基準》

上記【共通事項】のほかに、施設ごとに利用のうえで厳守していただく事項は次のとおりです。

なお、「文化系」及び「運動系」の内容は、以下のとおりです。

**A**文化系：着座の状態で、移動を伴わずに実施できる活動

(例；会議、手芸、書道、俳句、語学学習、囲碁、将棋、琴など)

**B**運動系：歌唱・演奏・運動など深い呼吸や身体の屈曲・伸展動作を伴う活動

(例；合唱、民謡、詩吟、カラオケ、吹奏楽、ピアノ、ダンス、ヨガなど)

1 中央公民館（電話：048-981-1231 又は 1232、FAX：048-983-1864）

各施設の活動形態に応じた利用人数の目安は次のとおりとする。

(1) 研修棟

施設	文化系利用人数（人） ※1；マスク着用 ※2；対人1メートル間隔保持	運動系利用人数（人） ※1；活動中のみマスク脱可（活動以外はマスク着用） ※2；対人2メートル間隔保持	注意事項
101 研修室	25	15	
102 研修室	25	15	
103 研修室	15	6	
201 研修室	10	7	
202 研修室	20	12	
調理室	19	(運動系活動の使用不可)	調理活動は不可
工芸室	24	9	
301 講座室	20	12	
302 講座室	20	12	
303 和室	15	9	座布団使用不可
304 和室	15	9	座布団使用不可
305 和室	9	6	座布団使用不可

(2) ホール棟

ア 視聴覚室

施設	文化系利用人数（人） ※1；マスク着用 ※2；対人1メートル間隔保持	運動系利用人数（人） ※1；活動中のみマスク脱可（活動以外はマスク着用） ※2；対人2メートル間隔保持	注意事項
視聴覚室	16	9	

イ 「ホール」及び「控室」

施設	最大収容人数（人）	注意事項
ホール（客席）	78	2メートル間隔を保持し、指定席とする。客席は観覧用のみとして使用すること。
ホール（舞台）	21	2メートル間隔を保持し、使用すること
ホール（舞台） （側板使用時）	17	2メートル間隔を保持し、使用すること
控室	9	マスク着用のうえ1メートル間隔保持により使用すること。座布団使用不可。

※ホール・控室使用の場合、主催者の責任において、観覧者の手指消毒及び使用設備・備品の消毒を行うこと。

(3) ロビー

ロビーの利用については、以下のとおり利用条件を厳守すること。

ア 公民館利用者のみの使用とする。

イ 施設利用のための待機として、約30分以内の滞在とする。

ウ ソファは1名分間隔を空けて着座すること。

エ 展示は母子像の前のみとし、観覧者同士の対人距離が最低1メートル以上確保できるよう主催者の責任において調整・対応すること。

(4) ホワイエ

ホワイエの利用については、以下のとおり利用条件を厳守すること。

ア ホール利用者のみの使用とする。

イ ソファは1名分間隔を空けて着座すること。

(5) エレベーター

最大4名／回の利用とする。なお、車いす、歩行支援用具、白杖及び介助犬利用者など階段移動が困難な方のエレベーター利用を優先とし、相互に譲り合って使用すること。

(6) 給湯室

備付けの湯呑・ポット・やかんの使用を不可とする。

(7) 喫煙所

喫煙者相互の距離を十分に確保することが困難であることから、一時的に閉鎖する。

## 公民館利用点検表

年 月 日		
団体名		
利用者数	人	
利用時間	時 分 ~ 時 分	
利用施設		
利用責任者 氏 名		
連絡先 (日中連絡可能な電話番号)	( )	
(新型コロナウイルス感染防止対策)	咳・発熱・呼吸困難・だるさなど風邪症状の方は利用しませんでしたか？	はい・いいえ
	マスクを着用しましたか？	はい・いいえ
	利用前後に、手洗い・手指消毒、ドアノブ・使用備品の消毒を行いましたか？	はい・いいえ
	ソーシャルディスタンス(1~2メートル)の基準を守り、利用しましたか？	はい・いいえ
	窓・扉を開けて、換気を行いましたか？ (1時間あたり5分程度)	はい・いいえ
	飲食しませんでしたか？ ※熱中症対策のための水分補給を除く。	はい・いいえ
	新型コロナウイルス感染防止対策利用者名簿を作成しましたか？	はい・いいえ
掃除や備品整理をしましたか？	はい・いいえ	
照明消灯や窓・扉の鍵締めをしましたか？	はい・いいえ	
連絡事項		

